

バリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の軽減申告をされる方へ

改修を行った家屋に係る固定資産税額（100㎡まで）を
3分の1、工事を行った翌年度分において減額します。

居住者・家屋・改修等の要件があります。全ての要件を満たす必要があります。

バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に、必要書類を添付して税務課課税グループ窓口まで申請をお願いします。



要件

居住者の要件

次のいずれかに該当する者が当該家屋に居住していること

- ① 65歳以上の者（賦課期日現在）
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者（申告時）
- ③ 障害者

家屋の要件

- ① 平成19年1月1日以前から存している家屋（賃貸住宅は除く）
- ② 居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上

バリアフリー改修の要件

次のいずれかに該当する工事であること

- ① 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事時
- ② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ③ 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

- ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- ④ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
- ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ・便器を座便式のものに取り替える工事
 - ・座便式の便器の座高を高くする工事
- ⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入り口にあつては、段差を小さくする工事を含む）
- ⑦ 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
- ・開き戸を引き戸、折り戸等に取り替える工事
 - ・開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

工事費の要件

当該工事に要した費用が50万以上のもの（平成24年度までは30万以上）。ただし、地方公共団体からの補助金、介護保険による住宅改修をうけている場合は、工事費用の額からこれらの額を控除した額が50万以上（平成24年度までは30万以上）。

必要書類

- ・ 高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書
- ・ 納税者の住民票の写し
- ・ 高齢者等の区分に応じた書類
 - 65歳以上の方は、その方の住民票
 - 介護保険の認定を受けている方は、被保険者証の写し
 - 障害者であることを証明する書類（手帳の写し）
- ・ 次に掲げるいずれかの書類
 - 工事明細書と領収書、工事後の写真、
 - 租税特別措置法施行令に規定する工事に該当することの証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人等が証明するもの）
- ・ 補助金等の交付を受けている場合、決定通知書の写し

申告方法、不明な点につきましては、
川島町役場 税務課 課税グループ
電話049-299-1757
まで

